

# 経済産業省

平成 24・05・25 関東産保第 10 号  
平成 24 年 6 月 1 日

経済産業省原子力安全・保安院  
関東東北産業保安監督部



## 夏季の電気事故防止について（お願い）

平素より電気保安行政にご協力賜り感謝いたします。

さて、電気関係報告規則に基づき当部管内における自家用電気工作物設置者から報告された昨年度の電気事故のうち、感電・アーク等による死傷事故は 18 件、自社事業場内の電気工作物の地絡又は短絡等により、電力会社の配電用遮断器が遮断し周辺地域が停電する事故（波及事故）は 111 件発生しました。

特に、夏季に行われる点検や工事等において充電部に接近、接触した場合、身体の発汗作用等により感電死亡事故に至る確率は高くなります。

また、夏季は、雷雨による波及事故が多発する傾向にあります。

このように、夏季は電気事故が増加することから、経済産業省では、8 月を「電気使用安全月間」と定め、電気安全普及啓発活動を呼びかけております。

設置者、主任技術者、電気保安法人、電気管理技術者、電気工事士及び電気保安関係者におかれましては、別紙及び資料 1、2 をご参照の上、電気事故防止対策及び電気使用安全月間についてご理解、ご協力をお願いいたします。

詳細：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-kanto/denki/jikohokoku/data/20120601denkijikoboshi.pdf>